

## あなたも『スパイ』にされるかも？

### —「スパイ防止法」反対—

仲松正人

#### 1 「インテリジェンス」とは

インテリゲンチヤ (Intelligentzia интеллигенция) とは違う (笑)  
インテリジェンス (intelligence) は意思決定のために情報を分析して得られる知見、またそれを得る機構である。すなわち情報のうち意思決定に利用可能な真実味の高い情報、それを得るための活動や組織を指す。(ウィキペディア)

北岡元 (外交官、外務省で国際情報課長、内閣情報調査室) : 「国家安全保障にとって重要な、ある種のインフォメーションから、要求・収集・分析というプロセスを経て生産され、政策立案者に提供されるプロダクト」と定義しており、これは米国における主流の理解に近いとされる。

大森義夫 (警察官僚、内閣情報調査室) : 「敵対戦力あるいはライバルについての秘密情報」や「対象側が隠している本音や実態すなわち機密を当方のニーズに合わせて探り出す合目的な活動」として定義し、より狭義かつ実務的な観点を示している。

政府答弁 (2006年3月3日提出の衆議院議員鈴木宗男の質問主意書 (質問第122号) に対する内閣総理大臣名で発出された答弁書 (内閣衆質164第122号、同年3月14日付) : 「インテリジェンスとは、一般に、知能、理知、英知、知性、理解力、情報、知的に加工・集約された情報等を意味するものと承知している」とされている。

◎北岡・大森の定義 軍事・外交に関連・・・諜報

諜報の「諜」=「探る」「密かに調べる」「情報を収集する」=主に秘密裏に行われる情報活動

C I A : 中央情報局 Central Intelligence Agency

#### 2 何をしようとしているのか (自維連立合意を基本に)

- ① 国家情報局 (←内閣情報調査室) ・国家情報局長 (←内閣情報官) の格上げ・創設  
\*国民民主案 7条、8条  
\*参政の案 (内閣情報調査局)
- ② 国家情報会議の法制化←内閣情報会議 (閣議で設置)  
内閣情報会議は官房長官がトップ。それを総理大臣がトップの組織に変え、国家情報局が事務局となる。外交・安全保障の司令塔の「国家安全保障会議」と同格にし、インテリジェンスについても官邸主導とする。
- ③ 対外情報庁の創設  
\*参政の案
- ④ 情報要員養成機関の創設=情報要員 (スパイ) の養成  
\*国民民主案 9条、10条
- ⑤ インテリジェンス・スパイ防止関連法 (基本法、外国代理人登録法、ロビー活動公開法など)  
\*国民民主案 6条  
\*参政の案

### 3 国家情報会議・国家情報局の創設

#### <現体制>

内閣情報調査室：内閣の重要政策に関する情報を収集・分析して官邸に報告し、官邸の政策決定と遂行を支援する官邸直属の情報機関、特定秘密保護の事務も担当

（組織）内閣情報官、次長、総務部門、国内部門、国際部門、経済部門、  
内閣情報集約センター、内閣情報分析官、内閣衛星情報センター

関連機関 カウンター・インテリジェンス・センター（センター長：内閣情報官）  
国際テロ情報集約室（室長：内閣官房副長官、室長代理：内閣情報官）

内閣情報官： 以上の各部門を通じて当該分野の一次情報の収集を行うほか、インテリジェンス・コミュニティ所属の各機関や同盟国の協力、内閣情報会議、合同情報会議等その他の情報交換・提供の場を通じ、各情報の集約と統合を図るなどし、内閣の重要政策に関する情報を、内閣総理大臣、内閣官房長官や国家安全保障会議（NSC）等の政策決定者に対して提供する。週2回、各20～30分程度の定例報告をしているほか、必要に応じて随時、国内外の特異情報に関する分析を総理に直接報告する。自前の情報収集能力の不足が指摘されている（調査の一部外部委託）。

内閣情報会議：内閣官房長官を長として、半年に1回開催、インテリジェンス・コミュニティの次官級の会合

合同情報会議：内閣官房副長官（事務担当・官僚機構のトップ）を長として、ほぼ毎週開催、インテリジェンス・コミュニティの局長級の会議。

インテリジェンス・コミュニティ：国の設置する情報機関によって組織される機関

日本の場合は、内閣情報会議・合同情報会議を頂点とする合議制

内閣情報調査室を中心に、外務省（国際情報統括官組織）、防衛省（情報本部）、警察庁（警備局）、公安調査庁のほか、海上保安庁、財務省、経済産業省、金融庁が関わっている

#### <国家情報局・国家情報会議に格上げする意味>

国家情報局は、各省庁の持つ情報を一元化し、「司令塔」とする

・・・現状は「縦割り」で一元管理・集約ができていない

国家情報会議を設置し、国家安全保障会議と同格に

国家安全保障会議：首相、官房長官、外相、防衛相によって構成、月2回程度開催され、安全保障に関する政策を協議して対外政策の基本的な方向性を決定する。副総理、総務大臣、財務大臣、経産大臣、国交大臣、国家公安委員長が参加。必要に応じて、統合幕僚長を出席させる。

その事務局が国家安全保障局

国家情報局長も国家安全保障局長（国家安全保障担当の内閣総理大臣補佐官）と同格とされ、内閣総理大臣を直接補佐する役職となる。この格上げにより、情報機関のトップが内閣の意思決定により深く関与できるようになり、安全保障政策と情報活動の連携が強化される。

=各種の情報を、内閣・総理大臣が一元的に把握することになる  
=文民秘密部門と軍事秘密部門の連携促進=国内監視体制の強化  
つまり、諜報機関の拡大は軍拡と連動する

#### 4 対外情報庁の設置と情報要員の育成（スパイ組織の設置）

○維新の会の「中間論点整理」（令和7年10月1日）

「インテリジェンス改革」及び「スパイ防止法」（仮称）の策定に関する中間論点整理

<問題意識>

「国力発露の手段は、「DIME」（Diplomacy, Information, Military, Economy）に集約される。外交、情報、軍事、経済の4つである。大東亜戦争後の我が国は、吉田ドクトリンに基づく軽武装・経済重視の路線を歩んできた。要するに、DIMEのうち、外交（D）と経済（E）に重きを置き、情報（I）と軍事（M）を劣位に置いてきた」

しかし、国際安全保障環境の変化に伴って、「依然不十分ではあるものの、軍事（M）面での改革が進められてきた。」

「もっとも軽視してきたのが、情報（I）である。」

<インテリジェンスとは>

機能×領域で表される。

機能は、①諜報、②防諜、③非公然活動

領域は、軍事領域と非軍事領域（対外と対内）

<対外情報庁>

①諜報、②防諜、③非公然活動の3機能 非軍事領域の対外インテリジェンス

C I A型（国家安全保障会議又は国家安全保障局直下の独立機関）か、英国秘密情報部M I 6型（外務大臣管轄下の独立機関）かは、要検討。後者は失敗したとき内閣総理大臣の責任でなくする。

<情報要員養成>

省庁横断的な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）を養成

⇒日本がスパイを養成しスパイ活動を行う

①諜報、②防諜だけでなく、③非公然活動も。

①諜報には、能動的サイバー防禦法は有効。参政党は特定秘密漏洩等の捜査での通信傍受も提言  
…それ自体が、プライバシーを侵害するおそれ大きい

加えて③非公然活動！

スパイは、身分を仮想して、もぐり込み、たらし込み、「おとり」になる。当然、法に触れる活動も行う。盗聴も、ネット社会での情報収集の非公然活動も可能（現在は技術的に可能）。

維新は「非軍事領域の対外インテリジェンス」というが、「対内」を禁じる必然性はないし、仮に表向き禁じても何をやっているか分からないのであるから「対内」もやれる。⇒スパイ防止法

+国民民主案9条 インテリジェンスに係る職務に従事する者等の安全及び適切な処遇の確保  
=スパイの活動の安全や身分・生活を保障する=スパイに特権を与える

◎なぜ日本ではこれまで正式にスパイを養成し、あるいはスパイ機関をもたなかったのか

スパイというのは、「敵国」の存在を前提として成り立つもの

また、CIAは謀略を繰り返してきた。

わが国は、憲法で軍事力を一切否定し、平和主義を掲げた。したがって、日本国憲法の下では許されない。

国家情報局+対外情報庁⇒日本の情報収集・分析能力が向上

⇒諸外国の情報機関と対等となり連携が進む

⇒ファイブアイズに加わってシックスアイズに (維新8策参照)

ファイブアイズ=アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの機密情報共有枠組み。米国を中心に「エシュロン」と呼ぶ通信傍受網で電話やメールなどの情報を収集、分析している。参加国の情報機関は相互に傍受施設を共同活用する。長らく公式に存在を認めていなかったが、2010年の関連文書の公開で活動の一端が明らかになった。

日本は2018年はじめから、フランス、ドイツと中国のサイバー空間における活動を念頭に会合を開き、ファイブアイズと3カ国の連携で情報共有の新たな枠組みが作られている(毎日新聞)。イギリスのガーディアン紙は、2019年7月、「対中国の観点から日本がファイブアイズへ参加し、6番目の締結国となる可能性がある」と報道。河野防衛相(当時)も参加に意欲を示した。

ファイブ・アイズは極めて機密性の高い情報を共有するため、日本側の情報保全体制のさらなる強化が求められる。国家情報局+対外情報庁の創設と活動は、この条件を整える。

=主として中国を「敵国」として(他に、ロシア、北朝鮮なども)軍事情報を共有

## 5 スパイ防止法(基本法、外国代理人登録法、ロビー活動公開法)

### (1) スパイ防止法の経過

#### ア 国家公務員法(1947年)

「職務上知ることのできた秘密」の守秘義務(第100条)

秘密=非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの  
(実質秘)

1948年に違反に対する罰則規定(1年以下)

#### イ 1985年スパイ防止法(国家秘密法)⇒廃案

中曽根内閣当時、第102回通常国会に自民党が議員立法で提出。後押しをスパイ防止法制定国民会議が行い(国際勝共連合が中心で活動)、27県とその他2500弱の自治体で「スパイ防止法促進決議」をあげる。

#### 第1条(目的)

この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

#### 第2条(定義)

この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。(実質秘)

第4条以下14条まで罰則規定。最高刑は死刑（外国通報罪）。

自民党は「外国が知り得る状態にすること」も外国通報に含まれるとしていた  
自首すると必要的に刑は減免される

当時の国政野党（日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、社会民主連合等）が断固反対を主張。  
自民党の12名（谷垣禎一、大島理森、村上誠一郎、家と山由紀夫、石井一二ら。村上は特定秘密保  
護法にも反対）も反対。

日弁連を始めとする各弁護士会も反対。自由法曹団も。メディアも国民運動も大きく盛り上がった。  
継続審議となり、第103回臨時国会で廃案となった。

#### ウ 自衛隊法

2001年10月改正で「防衛秘密」規定創設

防衛大臣は、①自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、②公になっていないもののうち、  
③我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを、「防衛秘密」として指定する（形式秘）  
違反は5年以下の懲役（共謀、教唆、煽動も処罰。過失漏洩も処罰）

#### エ 特定秘密保護法

2011年1月、民主党（野田総理）が秘密保全法制有識者会議設置 6月報告書

2012年12月 第2次安倍政権発足

2013年10月25日国会提出 12月6日成立 14年12月10日施行

#### 特定秘密の指定

行政機関の長は、①当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、  
②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ  
があるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密と指定

別表 1号 防衛に関する事項

2号 外交に関する事項

3号 特定有害活動の防止に関する事項

4号 テロリズムの防止に関する事項

スパイ防止法と比べ、実質秘が形式秘に限定された。しかし、対象が特定有害活動とテロ防止  
が加えられて広がった。2025年6月時点で835件が指定されている。

◎何が秘密であるかは、国民は知ることができない。

適正評価（セキュリティクリアランス）の導入

罰則の最高は懲役10年

共謀、教唆、せん動の罪もある

自首は減免できる

維新とみんなの党は修正協議に参加

11月25日地方公聴会では与党推薦も含め全ての公述人が反対・慎重意見

11月26日 衆議院強行採決 民主・共産・社民は反対、維新は棄権 自民の村上が反対

1 2月6日 参議院強行採決  
日弁連、各弁護士会、多くのメディア、市民運動も反対で盛り上がる

オ 経済安保秘密保護法

2024年  
重要経済安保情報の指定、適正評価、罰則

カ 能動的サイバー防衛法

2025年  
サイバー空間での情報収集、遮断、無害化措置

キ 事例

2000年 海上自衛隊幹部が内部情報をロシア大使館武官に流した件 自衛隊法違反  
2023年 国立研究開発法人「産業技術総合研究所」の研究員が研究情報を中国企業に漏えいした事件 不正競争防止法違反  
2022年 元海将への特定秘密の漏洩 特定秘密とは分からなかったとのこと（不起訴）

(2) 推進各党が声高に必要性を唱えているが立法事実はあるのか

○ 「日本はスパイ天国だ！」は政府は認めていない

山本太郎参議院議員の質問に対する政府答弁書（令和7年8月15日）

「政府としては、外国情報機関により我が国に対する情報収集活動が行われているとの認識の下、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいるところである。そのため、ご指摘のように、「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑制力が全くない国家である」とは考えていない。」

（スパイ防止法の必要性については）「令和6年8月9日の参議院内閣委員会において、林内閣官房長官が「いわゆるスパイ防止法の制定の必要性等につきましては様々のご指摘やご意見があると承知しておりますが、政府としては、まずは国の重要な情報等の保護を図ることが重要であると認識しておりまして、必要な取組の充実強化に努めているところでございます。また、関係当局においては、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしているものと承知をしております。そうした対応を行った上でさらに措置が必要な場合には、我が国の国益保護の観点や国民の十分な理解が得られるかなど、多角的かつ慎重に検討されるべきものと認識をしております。」と述べたとおりである。」

6 スパイ防止法を含む動きは何を狙っているのか、成立するとどんな社会になるのか

(1) 戦前の「軍機保護法」「国防保安法」

宮澤・レーン事件 1941年逮捕、42年宮澤とハロルドに懲役15年、ポーリンに懲役12年  
宮澤が旅行中に探知した軍事機密をレーン夫妻に漏洩したとされた

しかし、語ったのは単なる土産話、根室第一飛行場の存在も公知だった  
北海道大学は2021年に宮澤らの逮捕は「不合理な法運用だった」と認定

軍機保護法・軍用資源秘密保護法で、防諜活動を通して国民の生活や思想を統制

「常に外諜に依り後方攪乱の一謀略戦術として利用せらるる虞」のある流言飛語の取締などで、国民の防諜意識を徹底し、それで国民の戦時危機意識を高めて精神的に戦争に動員するとともに、民衆相互に監視させる。

沖縄戦での住民をスパイ視しての虐殺

(林博史『沖縄戦 なぜ20万人が犠牲になったのか』 三上知恵『証言 沖縄スパイ戦史』)  
44年9月、第1・第2護郷隊を組織 15歳～17歳の少年を組織。14歳も。

鉄血勤皇隊とは異なり、正式な軍隊組織

第1 総勢610人、戦死者91人

第2 総勢388人、戦死者69人

陸軍中野学校の村上治夫、岩波壽が隊長として組織 (中野学校からは42人が沖縄へ)  
ゲリラ戦部隊

44年11月 第32軍「報道宣伝防諜等に関する県民指導要綱」で、「60万県民総決起で総力戦体制への移行を急速に推進し軍官民共生共死の一体化を具現する」ことを目指し、そのなかで「常に民側の真相特に其の思想同行を判断し」、敵の策動を封じることが企図。

警察の役割は、敵へのスパイ活動とともに「もし敵への協力者を発見すれば、殺すか、あるいは然るべく処置すべし」

45年3月 秘密組織「国土隊」結成 「緊迫する情勢にかんがみ、地方民の側にも特務機関を設置していただき、一般民衆に対する宣伝・防諜の指導、および民情の把握並びに最悪時に於ける諜報戦の活動を強化すること。これが国土隊結成の目的である。」(国頭支隊副官挨拶)

「防諜は本来敵の諜報宣伝謀略の防止破摧にあるも本島の如く民度低く且つ島嶼なるに於いては寧ろ消極的即ち軍事初め国内諸策の漏洩防止に重点を指向し戦局の推移に呼応し積極防諜に転換するを要す」(「国頭支隊秘密戦大綱」の「防諜勤務方針」)

国土隊の「細部指示事項」では、各担当区域内における「(イ)容疑人物の発見、(ロ)容疑者の行動監視、(ハ)容疑物件の発見・探索」を任務とし、具体的には「(イ)反軍、反官的分子の有無、(ロ)外国帰朝者特に第2世、第3世にして反軍反官的言動を成すものなきや、(ハ)反戦、厭戦機運醸成の有無、もしあらばその由因、(ニ)敵侵攻に対する民衆の決意の程度、(ホ)一般部民の不平不満言動の有無、若し有らばその由因、(ヘ)一般部民の衣食住需給の状態、(ト)其の他特異事象(仮例、県内疎開の受入状況等)を隠密裏に調査し報告すること」を指示。

⇒軍官民一体となって国土隊などのスパイ組織編成、住民に米軍への投降を禁止⇒病死・飢え死

「捕虜にはなるな、捕まるよりは死を選べ」という日本軍の命令・思想に従わず米軍に投降しようとした者、人々に投降を呼びかけた者、米軍の呼びかけに対して暗いガマの中で死ぬよりも外で殺されたほうがまだと思ってガマから出ようとした者、理由を問わず米軍に捕まった者、米軍のピラを持っていた者、耳が聞こえず米軍機が飛んでいても外を歩いていた者など、スパイとみなされ虐殺された。

「国土防衛隊」は全国各地で組織された（『証言・・・』412頁～）

岐阜県山県市谷間 野原正孝さん

陸軍中野学校宇治分校に入校させられてスリ・家宅侵入、爆破、不発弾処理等々訓練  
数か月の訓練後高富に戻り国土防衛隊（14～40歳）が組織され、実線教育  
国土防衛隊のことは絶対極秘

「基地は大事やけども住民は兵器やで、消耗品やもんね」

## (2) どんな社会になるのか

参政党神谷代表「（公務員の）極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ」（7月14日街頭演説）。記者会見では「昔、共産主義者がやっていた天皇制の打倒、国体の破壊、そういったことを言って、それを実際に計画したり行動すること、もしくはそういう団体に情報を流すことに問題があるわけで、それをちゃんとチェックするような法律をつくらなければいけない」

「治安維持法は共産主義者にとっては悪法」

セキュリティ・クリアランスの拡大（参政党）

外国代理人登録法は、登録を要する範囲をどうするのか不明確

外国の利益に資するよう見える人たちを「内なる敵」としてあぶり出す。戦前・戦中はこれがやられた。

スパイとして訴追されると、裁判は殆ど非公開となる。

戦争に関することや自衛隊が何をやっているかということをお話すること自体が防諜の対象になる。

## 進む国民監視

特定秘密保護法、共謀罪法、土地利用規制法、経済秘密保護法、能動的サイバー防衛法、  
さらにスパイ防止法

そして国民の相互監視へ

=国民の自由、権利を制限・抑圧

⇒「戦争する国」つくり最終盤

○インテリジェンス体制強化で同盟国・同志国の連携・一体化＝敵国の存在

○「敵」を前提として国民意識を動員しなければ戦争は遂行できない